

議題 1

監査委員による監査の強化・充実に係る意見集約の結果について

- 主な意見と対応状況 - 【総提出件数：221件】

監査委員事務局

1 監査委員の増員について 【提出件数：56件】

(1) 監査委員の増員・選任に関すること (34件)

〔主な意見〕

- ・委員の選任にあたっては県外部、第三者の立場の者から選任すべき。
- ・監査委員を増員することのみではなく、本監査のあり方及び監査委員事務局体制の見直しや監査委員をフォローするアドバイザーの設置等も検討する必要がある。

(2) 本監査のあり方等に関すること (22件)

〔主な意見〕

- ・監査委員が持つ専門知識を活かした主体的な監査を実施するためには、十分な質疑時間の確保や議論する項目を絞るなど本監査の運営面での見直しが必要である。
- ・本監査に必要となる事前の調査、研究のための時間の確保や監査委員事務局が実施する予備監査との連携を強化する必要がある。
- ・本監査の内容を財務事務から事務事業の効果等の検証に絞り、監査結果を次年度の予算に反映させる仕組みを導入してはどうか。

意見の趣旨を十分踏まえて取り組んでいく。

2 監査業務の第三者への委託について 【提出件数：57件】

(1) 委託の基本的考え方に関すること (9件)

〔主な意見〕

- ・予備監査における職員同士の馴れ合いの防止や外部の視点による受検機関の緊張感の高まりなど実施の意義はあると思われる。
- ・委託に要する費用が新たに発生するため、費用対効果の観点から外部の専門知識、分析能力が十分に活用できるよう予備監査のあり方、監査手法及び監査委員事務局体制についても見直す必要がある。

(2) 委託方法・体制に関すること (23件)

〔主な意見〕

- ・外部に委託した監査業務の実効性の検証やチェック体制の整備も必要。
- ・予備監査業務の一部委託のみではなく、監査手法、内容などを第三者に評価、意見の提言を受けるなどのシステムも必要であり、より効率的効果的な監査を実施すべき。
- ・試行実施の検証にあたっては、受検機関の意見も含め十分な議論が必要と考える。

(3) 対象機関の選定に関すること (13件)

〔主な意見〕

- ・公認会計士の専門的能力が活用できる企業会計部門に限定すべき。
- ・県民目線で見れば、企業会計部門ではなく、普通会計にこそ第三者が重点的に監査を実施し、監査の客観性や透明性を高める必要がある。

- ・対象機関の選定は、本庁・現地機関等に偏りがないよう全体を把握できるような選定が必要と考える。

監査業務の委託のみではなく、試行実施結果の検証及び受託者等との意見交換等により監査体制、監査手法等の見直しも併せて実施していく。

3 監査結果の全面公開について 【提出件数：27件】

(1) 公表の内容・方法に関すること (19件)

〔主な意見〕

- ・指摘事項等の表現が県民にとって分かり易いものとなるよう、指摘の具体的な内容や根拠法令、県行政独自の専門用語の表現等に十分配慮する必要がある。
- ・監査結果のみではなく、その後の改善状況についても公表すべき。

公表については、より分かり易い表現に努め、具体的内容の記載についてもホームページの有効活用等により効果的な公表方法を検討していく。

4 監査委員事務局体制について 【提出件数：47件】

(1) 監査委員事務局体制に関すること (31件)

〔主な意見〕

- ・監査委員事務局職員のスキルアップが必要であり、専門性の向上や独立性の確保のため在籍期間を長期化(5年～10年)させてはどうか。
- ・事務局の独立性を確保するため、他県、会計監査院、民間等との人事交流による職員を配置し、県とは中立な立場で監査する方法も検討してはどうか。
- ・予備監査の外部委託により事務局職員の業務量が減ることになり人員を減員することも考えられるが、予備監査結果を有効に活用し、本監査の実効性を上げるためには事務局内で監査の課題等を十分検証し、予備監査の見直し作業をしっかりと実施する必要がある。

(2) 監査専門職員等の採用に関すること (12件)

〔主な意見〕

- ・監査の独立性、専門性を確保するためには、事務局職員の全てを監査専門職として採用し、一般職員とは人事を完全に切り離す必要がある。
- ・任期付き監査専門職の採用にあたっては、県行政に精通している者を採用し、県職員を指導できる専門性、識見を有する者とすべきである。

意見の趣旨を十分踏まえて取り組んでいく。

5 その他(監査全般) 【提出件数：34件】 <内容は省略>